

令和7年度 第3回萩市上下水道事業審議会 議事録

【通算第4回】

【議事録】

○**会長**：ここからは、議事次第に基づきまして、議事を進行させていただきます。本日の議事は、水道事業と下水道事業と報告の3件になっております。まず、(1)水道事業の「①前回の振り返り」から「③方針案」につきまして、水道事業に係る3つの項目を一括しまして、事務局において説明をお願いいたします。

○**事務局**：はじめに水道事業についてのご説明になります。限られた時間しかありませんが、丁寧にご説明させていただこうと思っております。わかりづらいこととかありましたら、後程ご説明、ご質問のお時間がございますので、そちらでお聞きくださればと思っております。本日、前方のスクリーンでご説明いたしますが、ちょっと遠くて見にくいということもございますので、お手元にも資料配付しておりますので、そちらもご覧になりながら、お聞きいただけたらと思います。それではパソコンの操作もありますので座って説明をさせていただきます。失礼します。先ほど市長も申しましたけど、前は公開をされている上下水道事業の各計画の数値による将来推計、その対策、料金算定の考え方と財政計画についてご説明をさせていただきました。今日の審議会では、新たに昨今の社会情勢を反映した将来予測をもとに財政の見直しを作成し、萩市の水道料金、下水道使用料の改定方針案についてご説明いたします。それでは最初に水道事業の方からご説明いたします。水道事業については「前回の振り返り」、それから「水道料金の改定時期について」、そして「方針案」の大きく3点について、ご説明をさせていただきます。

まず1点目が前回の振り返りです。前回の審議会のまとめとしましては、将来予測とその対策については、人口減少に伴って、給水人口も減少していく見直しであり、それに伴い、有収水量と給水収益も減少が予測されます。維持管理コストの削減には、これまでも取り組んでまいりましたが、今後は、広域連携や共同化による効率化を検討していく時期になっております。また、水道料金の算定にあたっては、公正かつ妥当な料金とする必要があり、総括原価に基づく財政計画を策定し、3年から5年を目安に、適正な時期の見直しを行う。そして、令和7年度から10年間の財政計画を策定する。としましたので、新たに10年間の財政計画を策定して、水道料金の改定時期について検討してい

きたいと思っております。続きまして、2点目の「水道料金の改定時期について」です。初めに有収水量の基礎となる給水人口を、国立社会保障人口問題研究所、社人研の将来推計人口データを参考に予測したものです。令和6年度までは実績、令和7年度からは予測となっております。総人口、給水人口ともに減少を続け、給水人口は令和6年度末は約3万8,000人ですが、10年後の令和16年度末には2割減少し、約3万人になる見通しとなります。収入の基盤となる給水人口そのものが縮小するため、事業運営の健全性確保には、適切な料金設定や効率化が求められてまいります。

次のページですが、有収水量と給水収益の予測です。萩市には大きな工場などの大口利用者が少ないため、有収水量も年々減少し、それに伴って、給水収益も同様に減少していきます。給水収益は令和6年度は約6億円ですが、10年後の令和16年度には1割減少し、約5億4千万円まで下がる見込となっております。収益の状況は、段々厳しさを増してきていくというような状況でございます。

次のページですが、給水人口と今の有収水量の予測をもとに、収益的収支の財政計画の各項目の算定について、留意点を記載しております。収入の給水収益は有収水量の予測をもとに、現在の現行料金体系で算定をしています。支出の修繕費については過去の実績と今後の修繕計画、その他の維持管理費については、過去の実績に昨今の社会情勢、物価高騰などを加味して算定しております。

次のページですが、資本的収支の財政計画の算定についての留意点になります。収入の企業債は、建設改良費に充当する企業債となります。支出の建設改良費は、水道事業ビジョン、そして耐震化計画などに基づいて、水道管や機械設備、電気設備などを含む水道施設の更新事業費を、そして元金償還金は、これまでの企業債の借りに係る償還金と、今後の建設改良に係る企業債の借入の償還も含めて算定しております。これらの留意事項をもとに、10年間の財政計画を作成したのが次のページになります。

8ページに記載しておりますのが、収益的収支の令和7年度から令和16年度までの10年間の財政計画です。給水収益は減少傾向ですが、収益的収入は横ばいで推移しております。しかし、支出の方は、物価高騰による維持管理費の増加と水道管や機械・電気設備などを含む水道施設の更新に伴い、減価償却費や企業債利息が増加する見込みとなっております。その結果、令和9年度以降には単年度赤字が発生し、累積欠損金も年々増加していく見込みとなっております。

ります。続いて、資本的収支の財政計画です。水道管や水道施設の更新に伴う建設改良費は、単年度で約7億円という高い水準で推移し、企業債の発行も増加して参ります。企業債残高も年々増加し、令和16年度には約90億円になる見通しとなります。

続いて10ページをお願いします。こちらは繰越利益剰余金について着目しております。繰越利益剰余金はこれまで累積してきた利益で、令和6年度末時点で約9億2,200万円ございます。当面は、剰余金を活用しながら、収支バランスを図ることが可能ですので、収支のバランスを見ながら事業運営を行っていきたいと思っております。

続いて11ページですが、当面というのはどれぐらいの時期になるのかというのを検討してまいります。ちょっと小さいですが、この表は料金の算定期間を4年として、水道料金を20%改定し、その4年後に再度20%改定するという場合でシミュレーションをしております。左の一番上が現状の収支計画で、左の2段目のところが令和9年度に改定する場合、3段目が令和10年度というふうに1年ごとに遅らせてシミュレーションをしてみました。左下の赤枠にあります、令和11年度に改定する場合は、料金算定期間の4年間で欠損金は生じませんが、右の令和12年度に改定する場合は、最終年度の令和15年度に欠損金が発生する見込となります。

次のページですが、次は25%の改定で同じようにシミュレーションを行っております。25%の改定では、令和12年度に改定しても欠損金は発生しませんが、令和13年度の改定とすると、令和15年度には欠損金が発生するという見込みになっております。

続いて、次のページですが、県内の13市の水道料金の改定率を調べて参りました。これまで県内の状況は10%から20%の改定をされているというような状況になっております。また、黄色でちょっと着色しておりますが、下関市さん、それから、長門市さんは、令和8年度中に改定を予定されております。下関市さんは令和8年の4月、それから長門市さんは令和8年10月の改定ですが、いずれも20%の改定を予定されております。そして、下に囲ってありますけど、参考として、近隣の島根県の状況も調べてまいりました。益田市津和野町、松江市、大田市の例です。書いてあるとおりですが、特に津和野町につきましては、令和7年度から令和9年度にかけて段階的に40%の改定を実施されると聞いております。段階的ではありませんけど、かなり大きな改定率となっているのがわかるかと思えます。これらを踏まえまして、14ページ

になりますが、3点目の萩市としての水道料金の改定案についてご提示したいと思います。水道料金の改定は早く行えば行うほど、低い改定率にすることができますが、現状は黒字経営を行っておりますので、繰越利益剰余金は先ほど申しました9億2,200万円ぐらいございます。現状で改定するということは、なかなか市民の理解も得にくいと思いますので、こういった状況を踏まえて、料金改定時期は令和11年度以降とし、次期改定期間内において、累積欠損金が発生しないよう利益剰余金の推移を確認しながら、改定時期及び改定率を検証していくという方針案としまして、提案し、ご意見をお聞きしたいと思います。説明は以上です。

○**会長**：はい。どうもありがとうございました。財政的にはいろいろと厳しいところがありますが、今ご説明がありましたように、改定率20%ということで、11年度から改定したいというのが、事務局からのご提案と方針案といった部分でございますけれども、これにつきまして、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。重要な意志決定のところになりますので他の県内の市町、県外と比較しまして、改定率がまあまあ低いところもありますが、それは、かなり前に改定したところですよ。県外の20%以上のところもありますし、さすがに26%は、ちょっと高いかなという気はいたしますけれどもいかがでしょうか。

○**委員**：この改定率ですが、なかなか%っていう形だけですので、基本的には、今現状に対して、それだけ上がるということですよ。

○**事務局**：ありがとうございます。改定率20%で少しわかりづらいかと思いますが、今の料金からの20%の改定ということになります。例えば1,000円でしたら、200円ですから1,200円になるというようなイメージに捉えていただけたらと思います。

○**委員**：ありがとうございます。事前に資料を送っていただいた中で、萩市さんにおかれましては、早い段階で料金改定ですから、平成23年10月に料金改定されて以降、されてなかったということもあって、他の市町と比べて、実際の額ってどうなのかなっていうのがちょっと気になったのと、今の仕事柄、物価上昇率とか見る中で、毎年、10%程度資材費が高騰しているといったこともあります。そうした中で、やっぱり金額で示していただける部分があると、よりわかりやすいのか

など感じましたので、聞いてみました。

○会長：ただ今のご質問につきまして、ご回答よろしいでしょうか。

○事務局：具体的な金額というお話をいただきました。先ほど言われましたとおり、萩市は平成23年に料金改定し、合併から5年経って、そろそろ料金統合しようじゃないかということでしたが、その当時から改定を行っておりません。今、萩市の上水道の金額ですが、1ヶ月20m³使用される場合で、2,233円という金額になっております。こちらが今、県内では下から3番目ですから、13市ありますけど一部企業団と言いまして、何社かが一緒に水道事業を行っておるといふようなところもございますが、そういったものを含めても下から3番目の料金となっております。物価上昇とかございますので、その辺も当時、平成23年からどれくらい維持管理費が上がっているのかなというのも私も興味があって調べてみたら、2割程度、維持管理費が上がっているというような状況もございますので、今だったら2割ですけど、改定時期には、もう一度検証して、その改定率というのをいくらにするのかというのを皆様にお諮りしながら決めていきたいなと考えております。

○委員：ありがとうございました。

○会長：他にございますでしょうか。

○委員：家庭用の大体の平均使用料は、これくらいみたいなのがあって、電気だとモデル利用量 月400kwで大体これくらいになりますよってというのがあって、水道でも可能であれば一般のご家庭、電気に比べて水道使用料は家庭との差が結構あるのではないかと思うので、なかなか難しいところもあると思うんですけど、何か目安があれば、少なくとも一般のご家庭に関してはできるのかなと思います。20m³というのが1つの目安ということで、大体それくらいですかね。ただ、会社とかになると、それも規模が違いすぎるので、どうしようもないのかなと思います。それともう1点ですが、5ページで、有収水量と給水収益の今後の予測を示していただいておりますが、値上げをした場合に、これがどうなるのかっていうようなグラフがあるとわかりやすいのかなと思います。どこらへんが、どれくらいってですね。ただ、単価を上げてしまったときに、その分、節水が進んでしま

って、有収水量が下がるっていうリスクは、まあ増えはしないと思うので、それを加味してどうするかっていうのを、一応頭の中では、他にもお考えがあるんだと思いますが、それは我々考えていかないといけないなと思いました。

○事務局：今、副会長の方から、大体1世帯当たりどれくらい水を使うのかというのと、また改定後のお話もありました。私たち水道事業とかで、計算する元となる1人1日最大給水量っていうのがございまして、それが大体1人1日250ℓ～280ℓというような計算をいたします。ですので、1か月当たりですが、1人当たり大体8㎡～10㎡の間で計算をして、配水池の容量とか、そういったものを決めるというような形になりますので、大体4人世帯でしたら、 $4 \times 8 = 32$ ㎡ぐらいの大体標準的な水の使用料とだけいただければと思います。

それから先ほど、もう1つありましたけど、改定後の有収水量ということですけど、今までの改定での節水意識っていうのは確かにございます。こういってはなんですけど、それも最初の1年～2年は少し節水しますが、その後はまた元に戻っていくというような、これまでの推計もありますので、今後、その辺の改定率とかを見極めるときには、今のご意見を参考にしながら、資料作成していけたらなと思います。

○会長：どうもありがとうございました。他によろしいでしょうか。もし、後でまた質問等が出てきましたら、また、最後にもう一度ご質問を受け付けたいと思います。時間の都合もございますので、次に行かせていただきたいと思います。

次に(2)下水道事業の「①前回の振り返り」から「④今回のまとめ」について、下水道事業に係る4つの項目を一括しまして、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：下水道事業についても、今、会長さんからありましたように「前回の振り返り」等から始めていったらと思います。「前回の振り返り」、それから「使用料対象経費の算定について」、そして、「使用料体系の検討について」、最後に「今回のまとめ」、大きく4点について、説明をさせていただきます。本日の説明の中で、「萩市下水道事業経営戦略」という言葉が出てまいります。この経営戦略については、今まで概要版しか載せておりませんでした。きちんとしたものをお手元の資料集の中で、今回掲載させていただいております。時間的に難しいので、ご覧になるのは難しいかなと思いますが、参考にしていた

だければと思います。

それでは、まず1点目の前回の振り返り、2ページから説明をさせていただきます。前回の審議会では、「将来予測とその対策」については、下水道の整備完了後には、水洗化人口も減り、有収水量も減少が見込まれます。また、これまでもコスト削減に取り組んでおりますが、さらに広域化・共同化の推進や省エネ設備へのダウンサイジングなどの検討も必要である。そして、「使用料算定の考え方」については、萩市下水道事業経営戦略における使用料の見直し方針の方向性に基づいて、維持管理費の90%を賄うような使用料を算定する。そして、下水道についても水道事業と同様に、10年間の財政計画を策定する。というようなまとめとなっております。これらに基づいて10年間の財政計画を策定して、維持管理費の90%を賄う使用料の改定案を算定していきたいというふうに思います。

続いて4ページの2点目の使用料対象経費の算定について、ご説明させていただきます。下水道についても有収水量の算定の基礎となる各種人口について、「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」の将来推計人口のデータを参考に推計をしております。初めに処理区域内人口と汚水処理普及率の予測となっております。処理区域内人口とは、下水道の整備が終わって接続が可能な人口のことを言います。汚水普及率というのは汚水処理人口普及率のことで、市が設置している下水道に個人が設置している浄化槽も含めて、萩市全体でどれぐらい汚水処理施設の整備が進んでいるかというのを示す人口のこととなります。公共下水道については、令和8年度の完成を目指して、目下、整備中ではございますが、処理区域内人口は、令和6年度末は2万8,000人になっておりますけど、令和16年度末には2割減少いたしまして、2万3,000人程度になる見込となっております。

続いて、次のページ、水洗化人口と水洗化率についての予測です。水洗化人口は下水道に接続がなされた人口で、令和6年度末には約2万6,000人ですが、令和16年度末には2割減少して、約2万人になる見込となります。仮に下水道整備した区域の方がすべて接続されて、100%の水洗化率になりましたら、上の2,800人程度を合計しましても、令和16年度末には2万3,000人程度にとどまってしまう、というような推計となっております。

続いて6ページの水洗化人口と有収水量の予測です。水道事業と同様に、萩市は大口の利用者が少ないため、水洗化人口が減ってくると有収水量も減少傾向となるというのがこのグラフで分かるのではないかなと思います。こ

これらの予測をもとに、7 ページにありますように収益的収支の財政計画の各項目についての算定の留意点を記載しております。

収入の下水道使用料は、有収水量の予測をもとに、現行の使用料で算定しています。支出の修繕費については、下水道施設改修事業、そして維持管理費については過去の実績をもとに、昨今の社会情勢を加味して算定しております。

続いて8 ページが資本的収支の財政計画についての留意点になります。収入の企業債は、建設改良費に充てる企業債で水道と一緒にございます。支出の建設改良費については、公共下水道事業やストックマネジメント計画などに基づいて、老朽化対策そして、汚水事業の未普及地域対策、それから雨水事業に係る事業費を入れております。元金償還金は、水道事業と同様にこれまでの企業債の借りに係る償還金、それに今後の建設費に係る借入金の償還も含めて算定をしております。これらの留意事項をもとに10年間の財政計画を作成したのが、次の9 ページになります。

こちらが収益的収支の令和7年から令和16年までの10年間の計画となっております。下水道使用料は有収水量が基となりますので、減少傾向ですが、収益的収入(A)というところがあると思えますけど、収益的収入は増加傾向となっております。支出の方は物価上昇による維持管理費の増加と下水道管の新設と下水道施設の更新に伴いまして、減価償却費、それから、先ほどの借り入れた企業債の利息が増加する見込となっております。下水道事業については、これまでもずっと説明しておりますが、収入と支出がゼロになるように一般会計から負担をしてもらっております。その結果、純損益(A) - (B)というのは出ておりませんが、下水道使用料から2つ下の一般会計が負担する他会計補助金という欄があると思えますけど、そちらは令和6年度には6億2,000万円であったものが、令和16年には7億9,000万円程度になる見込となっております。それに下水道使用料で、使用料対象経費をどれだけ賄っているかを表す指標であります、経費回収率というのが、一番下の段にあると思えますが、そちらも令和16年度には68%になる見込となっております。つまり、独立採算ができていない状況で、年々、萩市の財政、一般会計の財政を圧迫しているというのがわかるかなと思えます。

続いて、資本的収支の令和16年度までの財政計画です。未普及地域の整備については、先ほども言いましたように、令和8年度の完成に向けて、今、事業を進めておりますが、未普及地域の整備完了後も既存の下水道施設の更

新事業などがございますので、単年度当たり約 10 億円の事業規模で推移していくということになります。

11 ページですが、この財政計画によると、使用料でいかに経費を賄っているかという経費回収率ですけど、それが年々減少していくため、維持管理費に係る経費回収率を 90%以上にするという事業目標を達成するためには、やはり、下水道使用料の改定を検討していかなければならないということになってきます。このため、下水道使用料を改定するための算定期間について、ここで検討したいと思います。使用料の算定期間と言いますのは、使用料対象経費を算定する期間・範囲を決めるものです。算定期間については、下水道使用料は生活に密着した公共料金であるため、できるだけ安定性を保つことが求められます。一方で、長期間での見通しを立てると精度が落ちてしまうということになります。そのため、一般的には 3 年から 5 年程度が適当とされており、この考え方から、萩市では間を取ってと言いますか、4 年を算定期間として検討してまいりたいと思います。

次の 12 ページですが、算定期間を 4 年とすることから、先ほどの財政計画の令和 9 年度から令和 12 年度までを抜き出して、点線で囲ってありますけど、単年度あたりの平均値を算出しております。下水道使用料の算定の考え方は、前回の審議会でもご説明したとおり、水道料金や電気料金と一緒に「総括原価方式」という方法で算定してまいります。「総括原価方式」というのはすべての費用を総括原価と計算して、それに一定の利潤、経営を維持するために必要な経費を加えたものですので、表の中の費用合計 (B)、中段ぐらいにありますけど、これが総括原価となります。これに一定の利潤を加えることはできますが、今、下水道事業会計は収支がゼロとなるように一般会計から繰り入れを行っているため、一定の利潤にあたる部分は、今回考慮しないということで算定していきます。

次の 13 ページですが、平均値を抜き出して、使用料の対象となる経費を算定していきます。経費 A と言いますが、単年度あたり、先ほど平均値で出しました単年度当たりの経費となります。これに減価償却費のうち、国庫補助金などの自主財源ではないものについて、長期前受金戻入という形で、差し引きを行います。続いて、その他の控除 (C) としまして、雨水事業に係るものなどの一般会計が負担するもの、いわゆる「基準内繰入」というものですけど、これを差し引いたものが、一番右下の 6 億 4,700 万円になっておりますが、これが使用料対象経費ということになります。なかなか難しいです

けど、この6億4,700万円を使用料の対象経費とすることで、次に使用料見直しの方向性について、再確認をしていきたいと思います。

14ページをお願いします。前回でも説明しておりますが、令和5年6月に「萩市下水道事業経営戦略」というものを見直しております。この経営戦略を見直した背景というのがございまして、下水道整備の財源となる国庫補助金の交付要件として条件が出ました。その条件と言いますのが下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、実施時期、そして、業績指標を記載した「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を経営戦略に記載し、国土交通省に提出するとともに公表すること。ということが義務づけられまして、これを満たしてなければ、令和7年度以降の下水道の補助金は交付しない、ということになりました。ですので、今の経費回収率を向上させないと、下水道の補助金は出しませんよというような通知が出ましたので、こういった見直しを含め、見直しを行いました。こういった背景がございまして、萩市では令和8年度以降に維持管理費に係る経費回収率が90%となる改定を行うこととして、この経営戦略の改定について、パブリックコメントを行い、経営戦略を見直しております。その際の見直し案としましては、この資料の一番下にありまして、その当時は改定率が13%ということで、20 m³の水が使われるお宅で消費税を含まないで、約350円の値上げをしようという予定にしておりました。ですので、この資料を今回、先ほどの使用料対象経費に置き換えたらどうなるかっていうのが15ページになります。

一番下の維持管理に係る経費回収率の90%というのが業績指標ということになっておりますので、この改定を行う場合には、16%の改定が必要となります。20 m³の使用水量のお宅では、消費税を含まないで430円の値上げが必要というようなことになりました。続いて、3点目の使用料体系の検討についてです。

17ページをお願いします。ここでは16%の値上げとした場合の具体的な使用料体系、それから単価の設定について検討しております。下水道使用料の体系は、地方自治法、それから下水道法の法律によりまして、各地方公共団体の条例で定めることとなっております。萩市では、表の赤囲みのおり、二部料金制で基本料金と超過料金に分類して、さらに超過料金には逦増型というのを採用しております。逦増型については、大量に排水されるほど単位当たりの処理単価が増加する傾向があることから、全国的にも採用されている料金体系となっております。今回の改定については、体系については据え

置くことで検討したいと思っております。

続いて、18 ページですが、こちらが消費税を含まない現行の使用料の単価となっております。一般汚水については、基本料金は 1,300 円で、超過料金については水量区分によって 140 円から 190 円となっております。公衆浴場汚水とか温泉汚水については、排除される汚水の水質の汚濁が少ないということから、処理単価も一般汚水に比べて安価になる傾向があるという考え方から、一般汚水よりも安い設定ということにしております。

続いて 19 ページをお願いします。使用料の単価をいくりにするかという検討でございます。改定率の 16% をどのように単価に配分するかというのを、萩市の方で 3 つのパターンを作成して検討してまいりました。パターン①については、基本料金と超過料金へ均等に 16% を乗じた改定案になります。これは言ってみればすべての方に公平な負担となる改定になると思われま。続いてパターン②ですが、こちらは少量使用者に配慮して、基本料金の値上げ幅を抑えた改定案になります。一人暮らしなどの少量使用者には配慮されますが、旅館業や福祉施設などの大口使用者や子育て世代など使用水量が多い使用者には、かなりの影響があると見込まれます。パターン③については、基本料金のみ改定。超過料金は据え置くというような改定案でございます。下水道事業会計としては、安定的に収入を得られる、基本料金が高くなれば安定して収入を得られるというメリットはございますが、パターン②とは逆に、一人暮らしの少量使用者などにはかなりの影響が見込まれるという改定になります。こういったことをいろいろ考えてみまして、やはり萩市としては、パターン①が公平な単価設定であるのではないかなと考えております。

次の 20 ページですが、これは参考として 16% の改定を行った場合の維持管理費に係る経費回収率をシミュレーションしたものです。令和 9 年度に改定、左の上から 2 段目ですけど、令和 9 年度に改定を行った場合は、黄色で着色している行がありますが、経費回収率、算定期間が 4 年では概ね 90% を推移しており、経営戦略の業績指標を達成しているのかなと思います。しかし、令和 10 年度、11 年度と改定が遅れるほど業績指標に達成することが困難で、16% の改定より高い改定率でないと、達成ができないということになります。

続いて、県内の下水道使用料の状況をまとめたものです。先ほどの水道のときにもこれがあつたら非常にわかりやすかったのかなと思いますが、下水道の方については、1 ヶ月当たりの消費税を含んだ比較表になります。表の

真ん中あたりにちょっと太い線があると思いますけど、それから上の段が単価表の比較、それから、太い線から下の方が水量ごとの下水道使用料の比較になっております。左から4番目に萩市というのが赤く囲ってある部分が、現行の萩市の下水道使用料となります。現行の下水道使用料では、使用水量0 m³では、県内で6番目に高い料金となっております。20 m³になると12番目に高い。つまり、下から2番目に安い料金に設定されているというのが見えるかなと思います。先ほども言いましたように、下水道の使用料は段階的に上がっていきますので、市町によって、水量によって差が出てくるというような状況になっております。参考に右の枠外に、パターン①で比較した表を載せております。使用料0 m³では、県内で2番目、20 m³では県内で4番目となります。ずっと見ていただいたら、大体途中の50 m³ぐらいで6位ですけど、100 m³あたりになると3位というような状況が見えるかなと思っております。

次の22ページですが、こちらは2ヶ月あたりの消費税を含んだ比較表になります。萩市は実際には2ヶ月に1度検針をしまして、お支払いいただく金額は、この2ヶ月分の料金の納付書をお送りして、お支払いいただいておりますので、この比較した金額が実際に請求される金額であるというふうに見ていただいたらと思います。こちらについても枠外に改定後パターン①で改定したものの順位を載せております。

続いて23ページですが、先ほどの16%の改定スケジュールについて、市の方で検討してみました。本日の審議会で皆様からご意見を拝聴いたしまして、本年、令和8年8月で審議会としての意見の取りまとめを行おうかなと思っております。9月にその意見をもとに、萩市としての最終方針案を決定したいと思っております。最終方針決定の後、12月議会の全員協議会で議員の皆様にご説明をいたしまして、来年の令和9年3月の萩市議会定例会に条例改正案を上程したいというようなスケジュールを考えております。上程した条例が可決されれば、6ヶ月間は市民への周知を行いまして、その間に料金システムなどの改修を行ってまいります。そして、令和9年10月1日以降の検針から、新料金による徴収が始まるというスケジュールを今立てております。

最後に25ページ、本日説明しました萩市の方針案のまとめになります。下水道使用料については、使用料の算定期間は4年間とします。そして、使用料体系については、現行の二部料金制、超過料金逡増型で、据え置くことと

します。3番目の使用料金、単価設定については、3パターンを今、ご提示いたしました。3番目の使用料金、単価設定については、3パターンを今、ご提示いたしましたが、萩市としては、この中のパターン①、基本料金及び超過料金ともに同率の改定率を乗じる改定にしたいと考えております。そして、改定の時期については、令和9年10月からとしたいと思っております。以上が、萩市からの提案ということで、皆様のご意見を出していただければと思います。説明は以上となります。

○会長：はい。どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見等ございましたら、どうぞよろしく願います。ちょっと非常にわかりにくいところもあったかと思えますけれども、料金の設定につきましては、改定率が16%で、基本料金、超過料金に改定率を乗じるといったことが、ご提案ということになります。

○委員：21ページ、22ページで自治体ごとの比較が出ていまして、これは結構細かいので、どこかのタイミングでいいと思うんですけど、横に使用料をとって、縦に月額金額をとって、自治体の数だけグラフを引けばすごくわかりやすいのかなと思います。そうすると、萩市は結構下の方にいますよってというのが、見ていただけるのかなと思えたので、視覚的に小学生でも見てわかるようにずっといいのかなと思えました。これは結構大人が見ても難しい。

19ページですが、今回3パターンをお示しいただいたと思うんですが、個人的にはご提案のパターン①が一番いいのかなと考えています。パターン②は少量使用者の方の所得が高くない、言い換えると生活に困窮されている家庭においての考えだと思うのですが、その社会福祉みたいなのは一般には税制とか生活保護とか、そういうもので諮るべきだと考えられておりますし、あと、さっきもちょっと言ったことにも関連するんですけど、水道の使用量が少ない世帯ほど所得が低いという一般的な傾向は確かに確認されているんですけど、ただ、水道使用料は、その所得以外の世帯構成も大きく係わりますし、戸建か集合住宅かとか、あと庭がついているかとか、車を何台持っているかとか、洗車でもすごく変わる。ライフスタイルなどで変わるので、所得の代替指標として、水道使用量となると、かなり限界があるかと思えます。あとパターン③ですが、この基本料金のみ改定する考え方で、確かに固定費が不足しているから基本料金で賄うべきだ、これはかなり望ましい方法ではあるんですけど、ただ将来、不足してくる費

用が固定費だけかというところではないと思います。人件費もかかりますし、資材の他、また初歩的な指摘なことになりますけれども、日々のメンテナンスの費用とか、そういうのを考えると、やっぱりその超過料金の従量料金の部分も値上げが必要かなと思います。ですので、この中ではパターン①がベストなのかなと思います。また、その維持管理費の90%の回収を目指されるということで、もちろん100%がいいのかもしれませんが、その目下の収支改善の必要性というものと、お使いになっている使用者の皆さんの影響っていうのをバランスを取るという意味では、この辺り、現実的な値なのかなというふうに感じたところです。以上でございます。

○会長：どうもご意見ありがとうございます。コメントに対しまして、何かございますか。

○事務局：グラフにつきましては、確かにそうですね。やっぱり、見える化と言いますか、視覚に訴えるのが一番見やすいのかなと思いますので、今後の説明のときには、言われたようなグラフを作ってみようか思います。今回、防府市さんがこの資料をたまたま作成されていたので、活用させていただいて出させていただきました。こういった形になっておりますが、次回以降、市民の皆さんに説明するようなきがございましたら、そちらの方を作成させていただいたと思います。それから先ほどのいろんなパターンの中で、私の説明不足のところ、佐藤先生からいろいろご説明いただきまして大変ありがとうございます。言われるように、私らもすべての方が公平に負担っていうのがいいのかなと思っております。パターン①を提案させていただきました。先ほどの生活保護の方とかっていうのもいらっしゃいますが、生活保護費の算定の基礎にその下水道使用料と水道使用料は入っておりますので、そこはあえて気にしなくてもいいのかなと思います。パターン③についても、固定費、需要家費というのが、萩市においても、どこの下水道事業もそうだと思いますけど高いので、こういった改定もいいんですけど、なかなか理解しにくいと言いますか、高水準のまま推移していくという形になりますので、そういったものを加味して、今パターン①とさせていただきます。それから、経費回収率を90%にするための16%の改定なので、100%にするためには26%の改定が必要で、単純に計算するとそうなります。そこは市民の皆様にも理解が得にくいというのがありますし、今後、整備を完了しましたら、安定した下水道使用料がいくら掛かるっていう

のが推計できるのかなと思っております。そういったところで、もう一度、その辺の数値とか課題とか見直していてもいいのかなと思いますし、下水道については、公共用水域となる海とか河川を守っているというような側面もありますので、すべての経費を使用者に負担させるっていうのもどうかなというご意見もあろうかと思っておりますので、90%というような目標を設定したところでございます。お礼を兼ねてのコメントということにさせてもらったらと思います。以上でございます。

○会長：はい。どうもありがとうございました。上水道と違って下水道の改定は令和9年、来年の10月というところで例えば、上水道の改定とは2年ほど違うんですかね。同時期の改定ではないということですね。他にございますでしょうか。特にないようでしたら、次に進めさせていただきたいと思っております。

○会長：それでは、議事次第(3)、報告としまして、萩市雨水管理総合計画の策定につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、萩市雨水管理総合計画について、ご説明させていただきたいと思っております。

資料2ページをお願いします。最初に下水道事業で雨水事業を行う必要について、ご説明をさせていただきます。下水道法第2条第1項では、下水とは家庭からの生活排水や工場などの事業場から流される汚水と雨水を合わせて「下水」とされております。萩市の公共下水道事業では、汚水と雨水を別々に流す分流式の方を採用しております。上の①と②に記載しております汚水事業とは、別に下の③の「浸水被害の防除」を目的とした雨水事業についても行っております。

3ページをお願いします。次に雨水管理総合計画とは何かについてご説明の方いたします。雨水管理総合計画とは、下水道による浸水対策を実施する上で、対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項について、時間軸を踏まえて定めることで、計画的に事業を進めることを目的として、大きく「雨水管理方針」と「段階的対策計画」から構成されております。なお、今回の計画策定では、段階的対策計画については対象外とし、雨水管理方針のみでの計画策定としております。

4ページをお願いします。萩市の降雨記録でございますが、気象庁萩観測所

で記録された歴代雨量の記録をお示ししております。近年では、令和6年8月25日に1時間当たり76mmの降雨が記録されております。表の青字のところです。また、現在の萩市公共下水道事業計画にて設定されている計画降雨では、赤色で着色しておるところですが、1時間当たり62mmの降雨を想定した計画としておりますが、これ以上の強い雨が降ると、浸水する恐れが発生することとなります。

次に5ページをお願いします。平成30年から令和6年の直近7年間で発生した浸水実績を図面にお示ししております。なお、先ほど説明しました令和6年8月25日の降雨において発生した浸水被害でも、左側の写真のとおり、道路冠水程度でありまして、床下浸水を上回るような甚大な被害は発生しておりません。

6ページをお願いします。雨水管理総合計画策定の流れでございますが、左側の雨水管理方針のフローにより、策定の方をしております。通常であれば、下から2段目の段階的対策方針の策定で、ハード対策の必要性があれば、右側のフローの方に移りまして、段階的対策計画により、検討を行いますが、先ほども説明しましたとおり、今回は対象外としております。

7ページをお願いします。次に検討対象区域の設定でございます。中段に「雨水管理総合計画策定ガイドライン」の基本概念の方を記載しておりますが、本市ではガイドラインをもとに、人口集積度や浸水状況を考慮し、萩市公共下水道事業全体計画区域を検討対象区域として設定をいたしました。

8ページは萩市公共下水道事業の全体計画区域と各排水区について記載しておりますのでご参照ください。

9ページをお願いします。浸水要因分析と地域ごとの課題整理でございます。今回は下段の左の図の方でございますが、このイメージ図のように各排水区を1つのブロックとして設定をいたしました。また、浸水リスクの想定は、過去の浸水実績や浸水シミュレーション結果をもとに検討を行います。浸水リスク箇所の抽出については、①のように浸水発生箇所のうち、田畑や空き地などの浸水が許容できる区域を除きまして、①で抽出しました浸水箇所のうち道路冠水程度、これを30cm以下としておりますが、浸水の方は許容しまして、②の紺色の浸水リスク箇所を抽出しております。

10ページは浸水リスク箇所を先ほど説明しました方法で抽出しました浸水箇所を示した区域図でございまして、計画降雨の1.1倍及び浸水深30cm以上の範囲をお示ししております。

11 ページをお願いします。地域ごとの浸水要因分析でございますが、抽出したブロックごとに、ガイドラインに基づきまして「地形的な要因」、「水利慣行による要因」、「河川と水路の要因」の3つの視点から分析を行いました結果、浸水の主な要因は、新堀川の水位が高いことであると判断しております。

12 ページでは、評価指標の設定と評価として、ガイドラインを基に検討を行いました。その結果を基に13 ページのように排水区ごとに5つの評価指標の順位及び総合点数による順位づけの方を行いました、総合順位を基にリスクランクを「高」から「低」にグループ分けを行いました。

また、14 ページでは、グループごとに色分けをした排水区域図の方、お示ししております。続いて15 ページをお願いします。地域ごとの整備目標と対策目標の設定でございますが、整備目標は浸水抑止を基本としたハード対策の目標であり、対策目標は、計画を上回る降雨に対するハード対策及びソフト対策の目標となります。目標は、地球温暖化の温暖化等の気候変動の影響を踏まえたものとする方針であるため、整備目標（ハード）は10年確率降雨に1.1倍を考慮した1時間当たり73.7mmとしまして、対策目標（ソフト）は、想定最大降雨の1時間当たり143mmと設定しました。また、浸水対策実施区域の設定でございますが、先ほど排水区のリスクランクを設定しましたが、本検討区域では浸水状況に大きな差がなく、甚大な浸水被害が発生する可能性が低いことから、検討区域全域を「一般地区」と位置付けております。

16 ページをお願いします。段階的対策メニュー（案）でございますが、ハード対策としては、未整備の雨水管渠を整備することといたしまして、ソフト対策としては、山口県流域治水プロジェクトにおける未実施の対策を進めていきたいと考えております。次に段階的対策方針の策定でございますが、浸水解析の結果、本検討区域において、甚大な浸水被害が発生する可能性は低いことから、当面（5年）及び中期（10年）においては、ソフト対策による対応といたします。なお、住民への浸水リスクの周知のため、令和8年3月に「雨水出水浸水想定区域図」の公表を予定しております。また、長期（20年）においては、浸水状況を把握した上で、必要に応じてハード対策を実施することといたします。

17 ページをお願いします。公表予定の「雨水出水浸水想定区域」でございますが、これは想定最大降雨により、排水施設に雨水が排除できなくなった場合などに、浸水が想定される区域、深さ、継続時間等を記載したものであり、

市民の皆様へ浸水リスクを周知することで、速やかに避難できるよう活用していただくため、公表するものでございます。色の区分けの凡例が、色の違いがあまりなくて、見にくいかもしれませんが、このような図面を公表する予定としております。また、令和8年度以降、「防災安全交付金」を活用し、下水道事業計画に基づく雨水対策事業を実施する際には、この「雨水出水浸水想定区域図」が作成済みであることが、要件となっております。

最後に、今回の計画策定につきましては、本審議会で報告をさせていただいた後、令和8年3月2日に開催されます萩市議会3月定例会の全員協議会において、議員の皆様へ説明させていただく予定としております。以上で説明を終わります。

○朝位会長：どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。いわゆる「内水氾濫」の対策と言われるものですが、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、議事を終了したいと思います。それでは事務局の方にお返しします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上